(1)　旅客船及び特殊目的船において、船舶の職員としての職務を遂行する船員の寝室の一人当たりの床面積は、個人用の居室又は執務室が与えられない場合には、下級職員については七・五平方メートル以上、上級職員については八・五平方メートル以上とする。下級職員とは運用水準の職にある者をいい、上級職員とは管理の水準の職にある者をいう。

(m)　船長、機関長及び一等航海士は、寝室に加え、寝室に隣接する居室若しくは執務室又はこれと同等の追加的な場所を有する。権限のある機関は、総トン数三千トン未満の船舶については、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この要件の適用を除外することができる。

(n)　寝室の各使用者のための家具は、十分な容量（最小四百七十五リットル）の衣服用ロッカー及び五十六リットル以上の引出し又はこれに相当するものを含む。引出しが衣服用ロッカーに組み込まれている場合には、当該衣服用ロッカー全体の最小の容量は、五百リットルとする。衣服用ロッカーは、棚を備え、及びプライバシーを確保するために使用者が施錠することができるものとする。

(o)　各寝室は、テーブル又は机（固定式、折畳み式又は引出し式とする。）及び必要に応じ快適な座席を備える。

10　食堂についての要件に関し、

(a)　食堂の位置は、寝室から離れ、かつ、できる限り調理室に近いものとする。権限のある機関は、総トン数三千トン未満の船舶については、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この要件の適用を除外することができる。

(b)　食堂は、当該食堂を同時に使用する可能性のある船員の数を考慮して、適切な大きさの及び快適なものとし、並びに適当な家具及び備品（常時飲料を飲むことができるための便宜を含む。）を整える。適当な場合には、区別された又は共同の食堂設備を設ける。

11　衛生設備についての要件に関し、

(a)　全ての船員は、船舶において、健康及び衛生に係る最低基準並びに快適さに関する合理的な基準を満たす衛生設備（男性及び女性のために設ける区別された衛生設備を含む。）を容易に利用することができる。

(b)　船橋及び機関区域から容易に利用することのできる範囲内又は機関制御室の近くには、衛生設備がなければならない。権限のある機関は、総トン数三千トン未満の船舶については、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この要件の適用を除外することができる。

(c)　全ての船舶において、個人用の設備を有しない者で六人を超えないものごとに、最低限一の便所、一の洗面台及び一の浴槽若しくはシャワー又はその双方を便利な場所に設ける。

(d)　旅客船を除くほか、各寝室には、清水の温水及び冷水の出る洗面台を設ける。ただし、個人用の浴室にそのような洗面台がある場合は、この限りでない。

(e)　権限のある機関は、通常四時間以内の航行に従事する旅客船においては、要求される設備について特別の措置又はその数の削減を考慮することができる。

(f)　清水の温水及び冷水は、全ての洗い場において利用することができる。

12　医務室についての要件に関し、十五人以上の船員が乗船し、かつ、三日を超える航行に従事する船舶は、専ら医療上の目的に使用される独立の医務室を設ける。権限のある機関は、沿岸の航行に従事する船舶についてこの要件を緩和することができる。権限のある機関は、船舶内の医務室を承認するに当たり、当該医務室がいかなる天候の下においても、容易に利用することができ、患者に快適な場所を提供し、及び患者が迅速かつ適当な治療を受けることに資することを確保する。

13　洗濯設備は、適当な場所に備品とともに設け、及び利用に供する。

14　全ての船舶は、開放された甲板上に船員が労働時間外に利用することのできる区域を設けるものとし、当該区域は、船舶の大きさ及び船舶内の船員の数を考慮し、適切な面積のものとする。

15　全ての船舶は、甲板部及び機関部が使用するための区別された又は共同の事務室を設ける。権限のある機関は、総トン数三千トン未満の船舶については、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この要件の適用を除外することができる。

16　蚊が多い港に定期的に航行する船舶は、権限のある機関の要求する適当な装置を備える。

17　船員のための適当なレクリエーションに係る設備、備品及びサービスであって、船舶内において居住し、及び労働しなければならない船員の特別の需要に適応したものは、健康及び安全の保護並びに災害の防止に関する第3規則及び関連する規範の規定を考慮して、全ての船員のために船舶において提供される。

18　権限のある機関は、船員の居住設備が清潔であり、相応な居住性があり、及び修理によって良好な状態で維持されることを確保するため、船舶において船長により又はその権限の下で頻繁な検査が行われることを要求する。当該検査の結果については、記録し、及び再検討のために利用可能とする。

19　異なる宗教的及び社会的な慣習を有する船員の利益を差別することなく考慮する必要がある船舶の場合には、権限のある機関は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この基準に関して公平に適用される特例を認めることができる。ただし、そのような特例は、船舶の設備の全体が同基準を適用した場合に得られるであろう設備の全体よりも劣るものとならないことを条件とする。

20　加盟国は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、船舶の大きさ及び乗船者の数を考慮し、合理的な場合には、総トン数二百トン未満の船舶について次の規定に定める要件の適用を除外することができる。

(a)　7(b)、11(d)及び13の規定

(b)　9(f)及び(h)から(l)までの規定（床面積に関する要件に限る。）

21　この基準に定める要件に関するいかなる適用除外も、同基準において明示的に認められている場合において、当該適用除外が説得力のある根拠に基づき明確に正当と認められる特別の事情があるときにのみ、船員の健康及び安全を保護することを条件として行うことができる。

B1　指針　居住設備及びレクリエーション用の設備

B 3.1.1　指針　設計及び構造

1　寝室及び食堂の外部の隔壁は、十分に防熱を施すべきである。全ての機関区域ケーシング、調理室その他の熱を生ずる場所の全ての境界隔壁は、隣接する居住設備又は通路に熱の影響が及ぶ可能性がある場合には、十分に防熱を施すべきである。蒸気管若しくは温水管又はその双方による熱の影響から保護するための措置もとられるべきである。

2　居住区域内の寝室、食堂、レクリエーション用の部屋及び通路は、結露又は過熱を防ぐために十分に防熱を施すべきである。

3　隔壁の表面及び天井は、表面を清潔に保つことが容易な材料のものとすべきである。害虫が住み着くおそれのある構造の様式は、用いるべきでない。

4　寝室及び食堂内の隔壁の表面及び天井は、容易に清潔に保つことができるものとすべきであり、また、明るい色のもの及び耐久性があり、かつ、毒性がない仕上げのものとすべきである。

5　全ての船員の居住設備内の床は、承認された材料及び構造のものとすべきである。当該床の表面は、滑り止めの加工がされ、湿気を通さず、かつ、清潔に保つことが容易なものとすべきである。

6　床張り材が複合材料のものである場合には、隔壁との接合箇所は、ひびが入ることのないようにすべきである。

B 3.1.2　指針　通風

1　寝室及び食堂の通風装置は、いかなる天候及び気候の条件においても、空気を満足すべき状態に維持し、及び十分な空気の動きを確保するよう制御すべきである。

2　エアコンディショナーは、集中制御による型式であるか個別の機器による型式であるかを問わず、次の条件を満たすように設計すべきである。

(a)　外気の条件と比較して満足すべき温度及び相対湿度で空気を維持し、エアコンディショナーがある全ての区域の十分な換気を確保し、海上における運航に係る特徴を考慮し、並びに過度の騒音又は振動を生じさせないこと。

(b)　疾病のまん延を防止し、及び抑制するため、清掃及び消毒が容易なものとすること。